

バス停サポーター制度実施要綱

1 目的

本市の公共交通をとりまく環境は、少子高齢化の進展やマイカーの普及などにより、厳しさが増してきており、将来的な維持継続に向けた取組が必要となっている。

そこで、地域と協働して公共交通を維持していくための取組の1つとして、バス停留所近くの店舗や医院、事業所等にベンチを置かせてもらう「バス停サポーター制度」を実施し、バスの将来的な維持継続に向けた利用促進に繋げる。

2 事業概要

バス停留所近くの店舗や医院、事業所等を募集し、申込者所有地に赤磐市地域公共交通会議が購入したベンチを置かせてもらう。

なお、ベンチはバスの利用者等が休憩の用に供するために設置するものであり、背板に「バス停サポーター 赤磐市地域公共交通会議」と記載する。美化は申込者が行い、補修等は赤磐市地域公共交通会議が行う。

また、ベンチ設置後5年を経過するまでは、赤磐市地域公共交通会議の承認を受けないで譲渡、交換、廃棄、貸付に供してはならない。

3 実施主体

赤磐市地域公共交通会議（事務局：赤磐市総合政策部政策推進課）

4 申込方法

別紙「バス停サポーター制度申込書」を事務局へ提出する。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。